

津波浸水予想区域内に存する工場や事業所等の、 南海大震災前高台移転 の促進についての一考察

漁師 明（高知工科大学大学院）

1. 背景

このところの火山活動の活発化や、頻繁な地震発生に加えて、「高知県沖にひずみエネルギーが多く蓄積されている」との科学的な調査結果が公表されるに至り、いよいよ、『南海大震災が近いのでは』との懸念が高まっている。

仁淀川と物部川とに囲まれた高知広域都市計画区域は、高知県内の半数程度もの人口が集中する中核地域である。その中心である高知市においては、市街化区域の4割もが津波浸水区域と想定されている。（図1参照）しかも、工場は、海辺の低地に多く存している。つまり、広大な用地と多大の設備投資とを要する工業施設の大半が、その津波浸水想定区域内に存しているのだ。

低地に工場が多く集積し、南海大震災における危険性が最も高いと言われている高知市では、人や工場の命を確実に守るための最も有効な対策としての、緊急な「大震災前高台移転」と言う事前の減災対策が不可欠である。しかも、「工場の移転」には計画から実施までには長期間が必要となるので、緊急に真剣に考えないと、高知県の産業は壊滅的な損害を受けてしまう事は、誰もが承知している事である。ですから高知県と同様に海に直面している静岡県では、「大震災前高台移転が進んでいる」。なのに、最も危険と言われている高知市で、「高台への移転」が一向に進まないのはなぜか？ 今、この原因を突き詰め、緊急に有効な対策を取らないと、取り返しのつかない事になる。

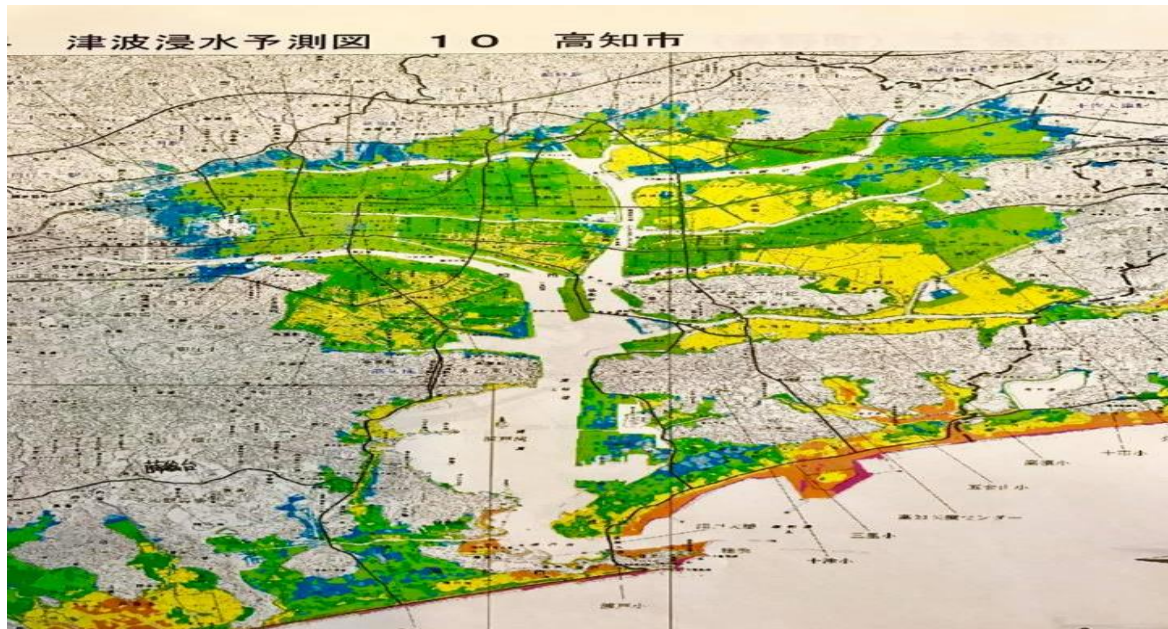


図1 高知市の津波浸水予測図

2. 目的

本論では、【高知市において、大震災前高台移転が進まない理由】を明確にして、『湛水予想区域内に存する企業の、大震災前高台移転が促進される施策』を提案する事を目的とする。

3. 高知市における高台移転の現状と、土地利用規制との関係について

『高台移転が必要』との危機感は行政にも有り、高知市は、県との協働で、行政主導により、浸水リスク回避のための市外への企業流出防止対策として、高台移転を推進するために、高台にまとまった用地が取得できる市街化調整区域内において、工業団地整備事業を促進しようとして、長年に渡って沢山の人材と費用をつぎ込んでいる。具体的には、高知市においては、そのような状況も踏まえて、県と協働して、一宮（+布師田）と仁井田及び高知新港に、大規模な公設工業団地を計画し、中でも一宮団地は工事も進んでおり、『今年度中の竣工&次年度の販売』を目指している。

しかしながらその施策には、次の様な致命的な問題がある。【①企業が移転適地として求める条件は、様々であり、一宮と仁井田の公設工業団地のみでは、その条件を満たせない企業がある。②公設工業団地は業種規制が有り、その団地へ移転したくても受入れてもらえない業種もある。】 上記①と②に該当する企業が高知市内での移転を考えると、市街化調整区域内への移転となりますが、高知市の場合

「市街化調整区域内において、新たに工業立地が許可されるのは、一宮と仁井田の公設工業団地のみ」であり、「それ以外への新たな立地は認められない」との、都市計画上の規制が厳密に適用され大きなハードルとなっている。

つまり、【企業の大震災前高台移転の促進】と言う同じ目的で有るにも関わらず、「民間が、独自で『大震災前高台移転』を実施しようと相談に行っても、高知市は、ほとんどのケースにおいて、実質的にそれを阻止し、結果として市外への移転を促進してしまっている。それは、《企業が希望する移転適地が市街化調整区域内にしか存しない》にも関わらず、高知市は、【市街化調整区域内における新たな造成事業に対する都市計画法の開発許可は原則窓口で却下】している事因る結果なのです。つまり、『コンパクトシティと言うまちづくりの基本方針を、企業や市民の命を守る防災対策よりも優先している』、もしくは『都市計画部門と、産業や市民の生き残りに関わる部門との連携の無さ』により、民間企業による移転事業に欠かせない【都市計画法の開発許可】を下ろさない事により、結果として、【行政が、企業や市民が命を守る為の、先取防衛行為を阻害している】と言う忌々しき現状には、大いなる危機感をもたざるを得ない。

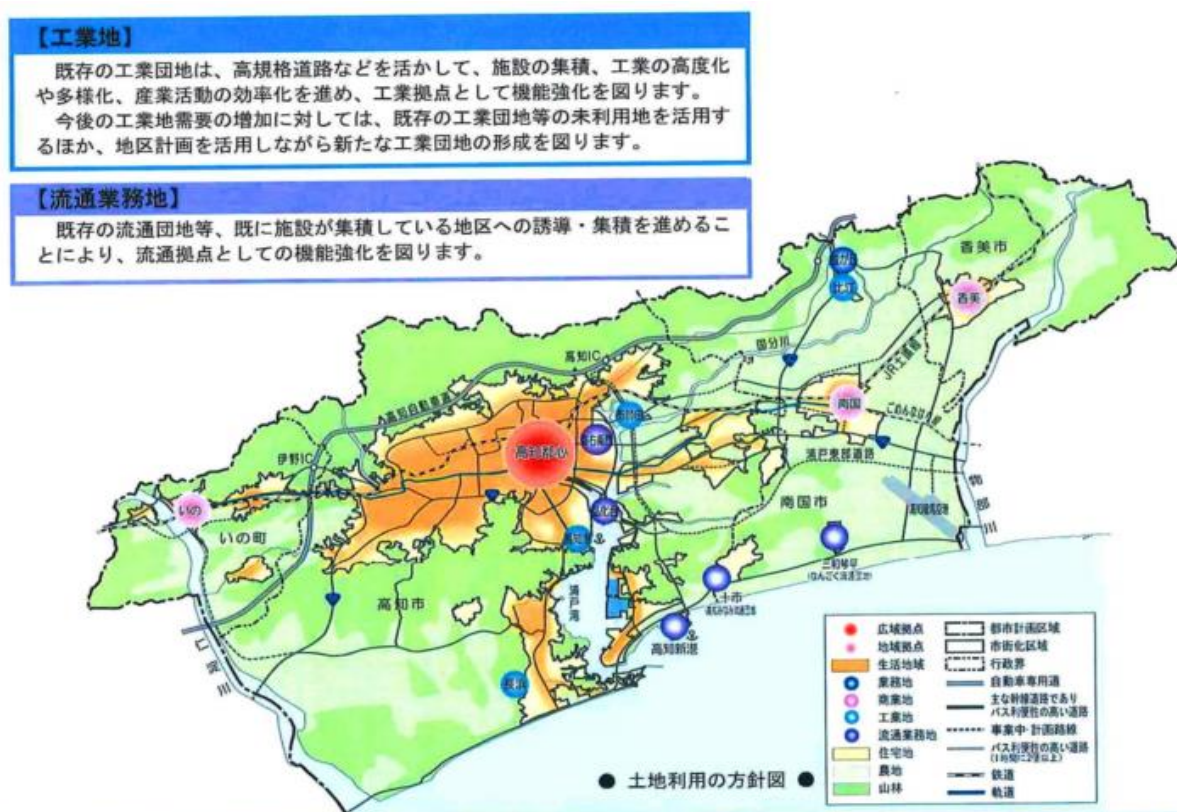


図2 高知広域都市計画における土地利用の方針図

4. 市街化調整区域における、地区計画による移転先確保のための許可条件の緩和の必要性

例外的に、【地区計画による立地の道】が開かれてはいるが、その《地区計画の許可条件は、都市計画マスタープランでそのあたりに必要であることが位置付けられている事が前提条件》である上に、《幹線道路等、既存の広幅員道路の沿道のみ厳密に制限》されているため、高知市内においては、希望する程の広大な間口の土地の確保は困難である事、商業用途が見込める土地は高額となり通常の工業用途での取得金額と乖離が有り、「入手はほぼ不可能」と言わざるを得ないと言う実態が有る。

そこで、南海トラフ大地震への緊急対応として、【地区計画の許可要件を、マスタープランによる地域限定規制の解除と、既存の幹線道路等の沿道に限定するのではなく、立地に必要となる道路や水路は開発計画の中で整備する事を前提とした許可要件へと規制緩和する。】事に因り、上記①と②に該当する企業も高知市内移転が可能となり、市街化調整区域への工業立地が可能になる企業が格段に増えるので、高知市は、是非とも、早急に実施すべきである。(図2参照)。

参考文献

- 1) 岡崎史哲；南海地震津波に対する高知市製造業の高台移転に関する基礎的研究